

高齢者福祉（介護）事業実施規程

制定 平成13年3月1日

施行 平成13年3月1日

（目 的）

第1条 この規程は、東西しらかわ農業協同組合（以下「組合」という。）が、組合員および地域社会の急速な高齢化に対応するため、組合員およびその家族並びに地域の高齢者に対して行う介護等に関する必要な事項を定め、組合における円滑な事業遂行を目的とする。

（事 業）

第2条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 組合員およびその家族ならびに地域の高齢者に対して行う「助け合い活動」の実施に関すること。
2. 行政より委託を受けて行う「公的サービスの受託」事業の実施に関すること。
3. 公的介護保険に適用した在宅介護サービス事業の実施に関すること。
4. その他目的達成に必要な事項。

（助け合い活動）

第3条 前条第1項第1号の高齢者に対して行う助け合い活動は、別に定める「助け合い活動実施要領」により実施する。

（介護サービス事業）

第4条 第2条第1項第2号、第3号に関する介護サービス事業については、次の内容をふまえて実施するものとする。

1. 介護サービスの実施にあたっては、行政との連携・協議のもと必要な手続きに従ってこれを行う。
2. 実施する介護サービスは次の通りとする。
 - (1) 介護保険適用事業および行政受託ならびに上乗せを含む事由利用によるものとしての次の事業を行うことができる。
 - ・訪問介護事業、介護予防訪問介護事業
 - ・居宅介護支援事業、予防介護支援事業
 - ・福祉用具貸与事業、介護予防福祉用具貸与事業
 - ・特定福祉用具販売事業、介護予防特定福祉用具販売事業
 - ・訪問入浴介護事業、介護予防訪問入浴介護事業
 - ・食事サービス事業
 - (2) その他必要と認められる事業
3. 介護サービス事業の実施にあたっては、別途それぞれに実施規程を定めるものとする。

（人材の養成・確保）

第5条 この事業の実施にあたっては、高齢者介護に関する身体介護、生活援助、健康管理、栄養指導等を適正に行える知識や技能資格を有した人材の養成や確保を行うものとする。

（関係機関との連携・調整）

第6条 この事業を遂行するために、行政・社会福祉協議会・居宅介護支援事業所・医師会等との十分な情報交換にもとづいて連携・調整をはかるとともに、協力関係を保持するものとする。

（計画の策定）

第7条 この事業を実施する場合は、必要な財源を確保するため、毎年の事業計画および収支計画を策定する。

（職務権限）

第8条 この事業に関する職務権限は、別に定める職務権限表による。

（担当部署）

第9条 この事業の担当部署は、経済部いきいき福祉センター及び購買課生活福祉係とする。

（経理処理）

第10条 この事業の経理処理は、他の事業と区分して行う。

（その他）

第11条 この規程に定めのない事項については、組合長がこれを決定する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成13年3月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年9月1日より施行する。

この規定は、令和2年3月1日より施行する。